

福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年4月20日)

【件名】

- 1 第3期鳥取県障害福祉計画の策定について
(障がい福祉課) …… 1
- 2 「第14回全国障害者芸術・文化祭」の鳥取県開催に係る国要望について
(障がい福祉課) …… 2
- 3 鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン(平成24～26年度)(鳥取県老人福祉計画及び介護保険事業支援計画)の策定について
(長寿社会課) …… 3
- 4 「支え愛」まちづくり推進プロジェクトチーム第3回会議の開催結果について
(長寿社会課) …… 5
- 5 とっとり若者自立応援プラン(平成24～26年度)の策定について
(青少年・家庭課) …… 8
- 6 三朝医療センターの入院休止について
(医療政策課) …… 10
- 7 公立豊岡病院ドクターヘリの運航実績について
(医療政策課) …… 11
- 8 被ばく医療機関の指定について
(医療政策課) …… 12

福祉保健部

第3期鳥取県障害福祉計画の策定について

平成24年4月20日
障がい福祉課

第3期鳥取県障害福祉計画については、鳥取県障害者施策推進協議会及び鳥取県地域自立支援協議会において意見を伺い、また、パブリックコメント及び県民説明会の意見を反映して策定しました。

1 「鳥取県障害福祉計画」の位置付け

- (1) 根拠 障害者自立支援法第89条第1項の規定に基づく法定計画
- (2) 計画期間 平成24年4月から平成27年3月までの3か年間

2 計画の基本理念

平成23年8月に改正された障害者基本法の改正により規定された「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現に向けて次の点を基本理念として、必要な障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業等のサービス提供体制を計画的に整備する。

障がいのある人の人権の保障

ニーズ及び自己
選択・自己決定
の尊重

地域における安心で豊かな生活の保障

地域生活への移行促進を
実現する地域生活支援拡
充【グループホームの整備等】

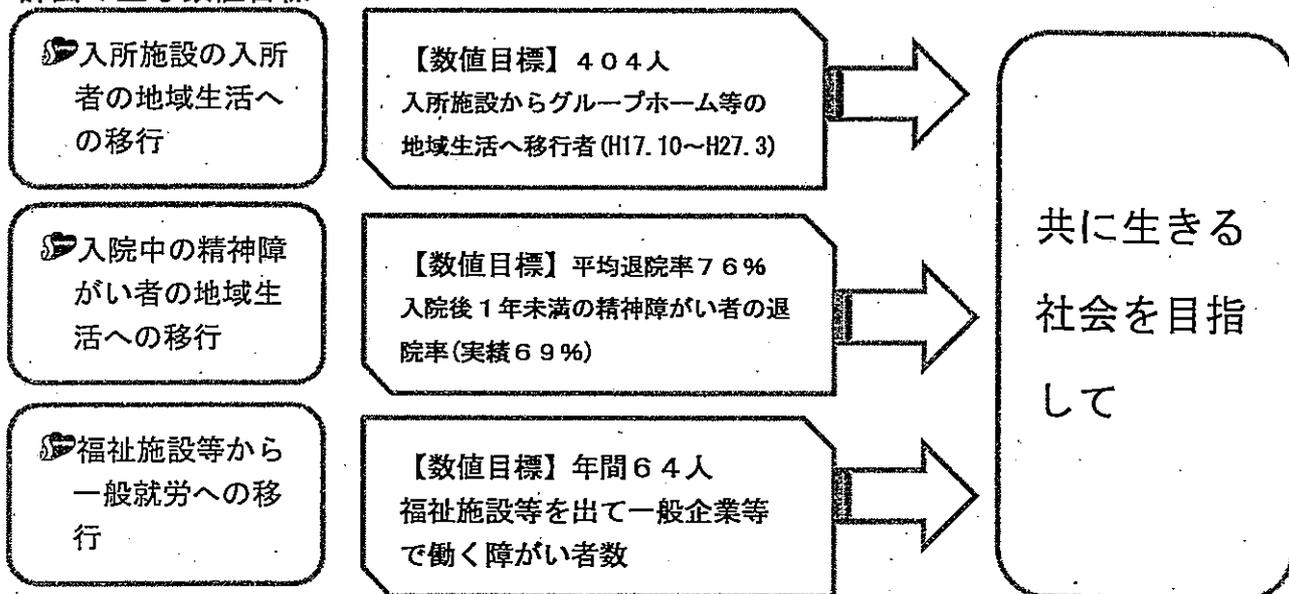
あいサポート運動の推進

共生社会の実現

働くことによる社会参加と自己実現の保障

就業支援等の強化
【工賃3倍計画、
農福連携等】

3 計画の主な数値目標



4 その他の記載内容

- 障害福祉サービスの見込量及び見込量確保策
- 障害福祉サービスに従事する者の確保、資質の向上等
- 県が実施する地域生活支援事業 など

「第14回全国障害者芸術・文化祭」の鳥取県開催に係る国要望について

平成24年4月20日
障がい福祉課

障がい者の芸術・文化活動を推進する平成26年度「第14回全国障害者芸術・文化祭」を鳥取県で開催することについて、4月11日、知事から小宮山洋子厚生労働大臣に対して要望を行いました。

1 全国障害者芸術・文化祭について

障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて障がい者の生活を豊かにするとともに、国民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的に都道府県で平成13年度から毎年開催されている。

2 参考（平成22年度「第10回とくしま大会」の概要）

(1) 内容

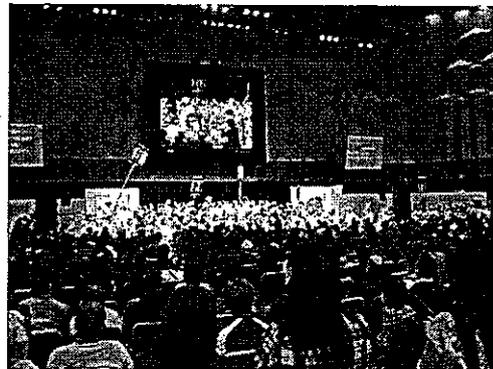
- ア 文芸（短歌、俳句、川柳等）
- イ 美術（絵画、彫刻、工芸、書道、写真等）
- ウ 音楽（合唱、音楽会、演奏会、コンサート等）
- エ 演劇発表
- オ 伝統芸能
- カ 舞踏 など

※県内はもとより、全国から作品等の募集を行う。

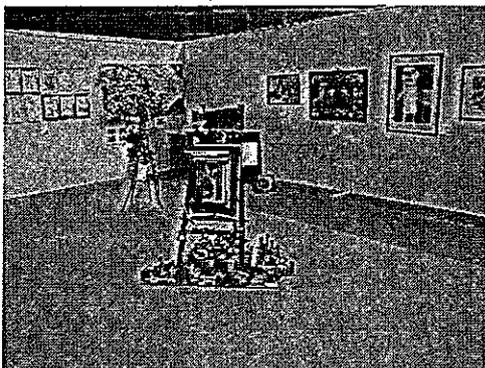
- (2) 主催 厚生労働省、徳島県、徳島市
- (3) 期日 平成22年12月10日（金）～12（日）
- (4) 会場 徳島市（アスティ徳島ほか）
- (5) 参加者数 約6,000人



(メイン会場)



(オープニングセレモニーの様子)



(美術・文芸作品展示)



(製作品販売の様子)

鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン（平成24～26年度） （鳥取県老人福祉計画及び介護保険事業支援計画）の策定について

平成24年4月20日 長寿社会課

1 位置付け

介護保険法第118条により、3年を1期とする介護保険事業支援計画を都道府県が定めるよう規定されている。平成12年の法施行以後、第5期目の計画となる。老人福祉法に基づく老人福祉計画の趣旨も併せ持つ。

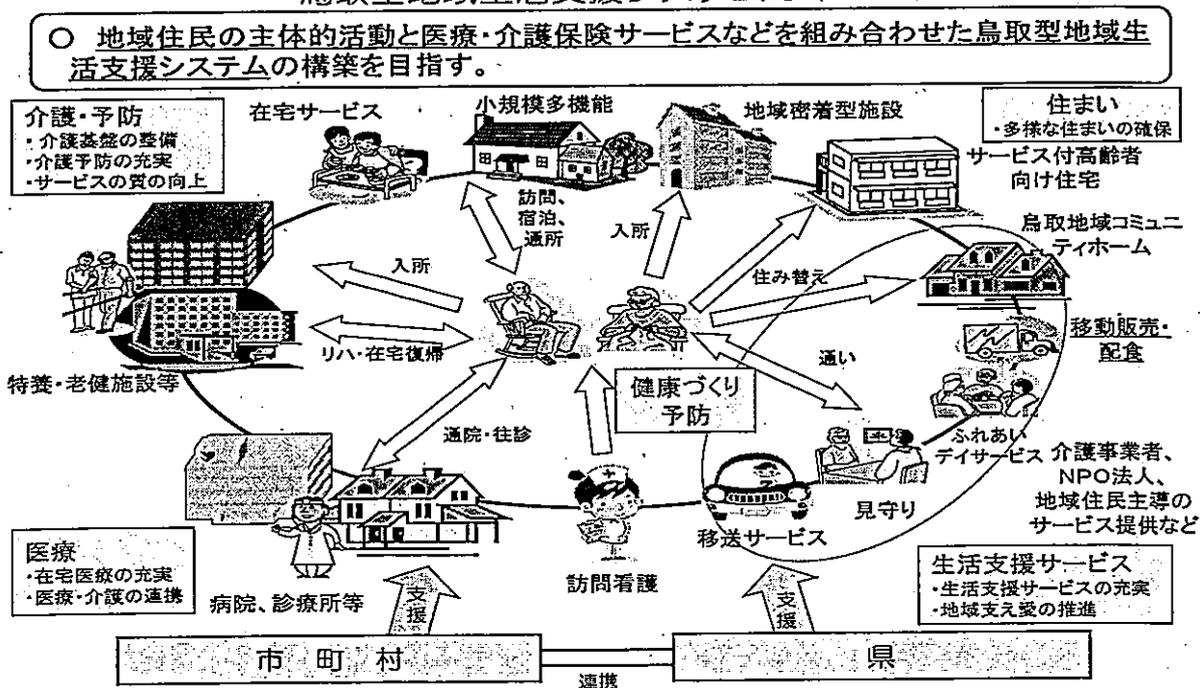
2 現状分析・課題

- ① 人口が減少し、高齢化が進み、今後もその傾向は変わらない
- ② 世帯規模が縮小し、三世帯同居の縮小と独居高齢者の増加が進んでいる
- ③ 中山間地と市街地は人口減少と高齢化が進み、集落機能が低下している
- ④ 郊外やマンションでは共働き世帯の増加や転出入が多く、地域コミュニティが希薄化
- ⑤ 年金額は全国平均よりも低く、貯蓄は二極化が進んでいる
- ⑥ 高齢化の進展の割には要介護認定率が低く、元気な方が多いと言える
- ⑦ 介護保険の利用状況は全国トップクラス
- ⑧ ケアマネジメントや介護サービスの質に課題
- ⑨ 高齢化、長寿化に伴い、認知症を有する方が増加している
- ⑩ 高齢者の多くは地域で暮らし続けたいと願っているが、消極的な理由で施設を選択

3 基本目標

少子高齢化や要介護（要支援）者、認知症高齢者数の増加など、今後の高齢者を取り巻く現状や基本理念を踏まえ、地域で暮らし続けたいと願う高齢者の視点に立ち『鳥取型地域生活支援システム』の構築を目指す。

鳥取型地域生活支援システムのイメージ



(鳥取型地域生活支援システムのポイント)

- ・地域における高齢者等が要介護状態にあるか否かを問わず、可能な限り、引き続き住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていけるよう、病院・診療所や介護サービス事業者を中心に、民生委員や老人クラブ等の地域資源の活用、地域住民組織や地域住民が主体的に支援の輪に参加することにより、高齢者等の地域生活を支える。
- ・システム構築のためには、県・市町村はもとより、病院・診療所、介護サービス事業者、地域住民が、それぞれ自分の役割を認識し、連携し合っていくことが重要。

4 施策の体系

- ① 生き活きと元気に暮らす高齢者を支援するために
(高齢者の健康づくりと生きがいくくり、介護予防の推進)
 - ☆高齢者自らが健康づくりを实践
 - ☆高齢者の生きがいくくり、とっとりシニア人財バンクの充実など人財活用の推進
 - ☆要介護状態とならないための介護予防の充実
 - ☆地域包括支援センターの機能強化
- ② 地域住民が主役となって高齢者を支えるために
(支え愛まちづくりの展開)
 - ☆見守り、配食、買い物など多様な生活支援サービスの確保
 - ☆地域住民が主体となった新たな住まいや居場所づくり
 - ☆認知症の方と家族への対応の強化
 - ☆高齢者の権利擁護の体制づくり
- ③ 介護や支援が必要な方が安心してサービスを受けられるために (介護基盤の整備)
 - ☆定期巡回・随時対応型サービス等の創設など在宅サービスの充実
 - ☆在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
 - ☆在宅における看取りなど医療・介護の連携強化
 - ☆特別養護老人ホームなどの介護拠点の整備
 - ☆介護職員によるたん吸引等の実施や専門研修の実施など介護サービスの質の向上

5 策定経過

第5期介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会を設置し、平成23年6月～平成24年3月の間5回にわたって検討。この間、市町村連絡会を3回及びパブリックコメント、県民向け説明会を実施。

6 普及

ホームページに掲載するとともに県内市町村、事業者等に通知。研修・講習等にて周知。

「支え愛」まちづくり推進プロジェクトチーム第3回会議の開催結果について

平成24年4月20日
長寿社会課

『住民誰もが住み慣れた地域で、地域のつながりやふれあいの中、安全・安心に生活が続けられるまちづくり』のため、本県における「支え愛」の仕組みづくりを検討する「支え愛」まちづくり推進プロジェクトチーム第3回会議を下記のとおり開催しました。

記

- 日時 平成24年3月23日（金） 午前10時から11時40分まで
- 場所 県庁第二庁舎4階 第32会議室
- メンバー チーム長…藤井副知事
副チーム長…林福祉保健部長

<委員>

氏名	所属・役職
井手添 陽子	鳥取短期大学幼児教育保育学科 准教授
竹川 俊夫	鳥取大学地域学部地域政策学科 准教授
岸本 照之	鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部長
津田 英樹	智頭町社会福祉協議会 事務局長
廣田 富子	鳥取県民生児童委員協議会 理事
遠藤 賢二	南さいはく地域振興協議会 会長（南部町）
藤森 史子	江府町福祉保健課 課長補佐兼地域包括支援センター長

<その他県関係課>

消防防災課、中山間振興・定住促進課、交通政策課、障がい福祉課、くらしの安心推進課、青少年・家庭課、各総合事務所福祉保健局、長寿社会課

4 議題と主な意見の概要

(1) 支え愛のまちづくりの行動指針（案）について

支え愛のまちづくりの行動指針（案）：

今後、市町村、市町村社協、県社協、NPO法人、ボランティア団体、自治会等と連携し、民生委員・児童委員や老人クラブ等の地域の見守りのマンパワー等の協力を受けながら、支え愛のまちづくりに向けて積極的、重点的に取り組む方向性を示すもの。

- ・地域の問題に若い層に関わってもらうためにも子どもに関することを指針に加え、また、大学をもっと活用すべき。
- ・見守りについては福祉専門職が重層的に支え、24時間安心の在宅生活支援については関係者の連携体制強化をするなど、地域包括ケアへつなげるものとする。
- ・障がい者団体と地域をつなげ、情報交換できる視点を指針に盛り込む。

(2) その他の検討事項について

- ・人との縁を嫌い、生活保護等のサービスも拒否し、自ら社会的排除の状態となっている要援護者当事者を地域でどう支えるか、問題をしっかりとらえて検討を進めた方がよい。
- ・まちなか対策には、中山間地対策及び福祉制度のノウハウにも大きなウェイトがかかってくるので、関係課が連携しながら進めていく。
- ・マンション・アパート等の住民に対する見守り検討については、民生委員の訪問を拒否された場合も公的な対策が必要。

5 今後の予定

NPO等団体等の代表者を加え、平成24年度に策定予定の県民行動計画案の内容も含めて、平成24年度も引き続き、支え愛のまちづくりを進めるための意見を伺っていく。

支え愛のまちづくりの行動指針（案）

平成24年3月

市町村、市町村社協、県社協、NPO法人、ボランティア団体、自治会等と相互に連携し、民生委員・児童委員や老人クラブ等の地域の見守りのマンパワー等、県民一丸となつて、支え愛のまちづくりに向けて重点的に取り組む方向性（行動指針）を定めるもの。

1 援護が必要な方への「見守り」の体制の構築

- 地域資源を活用した見守り体制の充実
 - ・老人クラブを活用した見守りの仕組み
 - ・介護支援ボランティアを活用した見守りの充実
- 障がい者、要介護者等の見守り体制の強化
 - ・本人同意の取得促進
- 集落、自治会単位での見守りネットワークの構築
 - ・支え愛マップ作成の推進（要援護者の情報把握等に有効）
- 都市部での見守り体制の構築
 - ・マンション、アパート等での見守り体制の構築
 - ・まちなかでのコミュニティの再構築における見守り体制の充実
- 個人情報の取扱いの検討
 - ・法的な整理の検討
- 人材の育成
 - ・コミュニティソーシャルワーカーの配置の促進、スキルのアップ
- 普及啓発
 - ・元気高齢者を支え愛活動への意識付け、機運醸成
 - ・各市町村単位での取組みの促進

2 援護が必要な方が「災害時に速やかに避難」できる体制の構築

- 要援護者の情報の把握、共有
 - ・市町村の要援護者台帳やマップの作成の推進
 - ・要援護者の関係団体等を通じての情報収集の仕組みづくり
- 災害時の避難支援体制の確保
 - ・地域資源を活用した避難支援・安否確認の支援
 - ・要援護者（障がい者、要介護者、難病患者等）が実際に避難できるか確認する避難訓練の実施
- 「災害時要援護者に配慮した市町村防災マニュアル策定指針」の見直しと普及（要援護者の特性に応じた避難支援、平時の準備、心構え等）

3 援護が必要な方への「在宅生活支援」

- 住み慣れた地域で安心して生活を継続できる高齢者の住まいの提案
 - ・住民主体の高齢者の共同住宅整備の促進
- 地域でいつでも気軽に集える居場所づくりの促進
 - ・住民を巻き込んだ常設的な居場所づくり
 - ・サロン活動の充実、サロンの世話人の養成
- 認知症の人を地域で支える仕組みづくり
 - ・軽度の認知症の居場所づくり
- 24時間安心の在宅生活の支援
 - ・訪問医療、看護、介護体制の充実
- 在宅高齢者の生活上の困りごとの解消
 - ・市町村ボランティアセンターの機能の強化
 - ・有償ボランティアの仕組みの促進
- 介護家族への支援
 - ・家族の心のケアの取組の推進
- 理解力の低下に伴う高齢者等への支援
 - ・権利擁護、成年後見への対応の充実

4 住民誰もが「安全・安心」に暮らせる環境の整備

- 中山間地域における買い物支援対策
 - ・買い物困難地域における移動販売事業の維持、サービス拡大への支援の強化
 - ・地域の実態に応じた多種多様な買い物サービスの展開の推進・支援
- 生活交通の確保、利便性の向上
 - ・地域の実情、住民ニーズに応じた有償運送、民間事業者等、地域の生活交通手段を社会全体で維持・確保
- 防犯、消防防災体制の充実、強化
 - ・自主防災組織、消防団等を活用した地域における消防防災体制の充実
 - ・関係機関が連携した地域防犯活動の推進
- コミュニティビジネスの推進
 - ・中山間地域等に不足するサービスなど、社会貢献となるコミュニティビジネスの支援

※ 今後3年程度を見据えた行動指針（方向性）

ただし、緊急に取組が必要と判断される場合には、その都度検討して、対応することとする。

とっとり若者自立応援プラン（H24年～H26年）の策定について （みんなで支える若者の巣立ち！）

平成24年4月20日
青少年・家庭課

県内の子ども・若者の育成支援の方針を定める「とっとり若者自立応援プラン」を策定したので、その内容を報告いたします。

今後、プランの内容を広く県民へお知らせし、実効あるプランとするため事業を行っていく予定です。

1 計画の位置づけ

「子ども・若者育成支援推進法」（平成22年4月1日施行）第9条の規定に基づく「子ども・若者育成支援についての計画」とします。

2 計画の基本的な考え方

子育て王国とっとりプランと一体となって、総合的に子育てを推進することとし、

- ① 子育て王国とっとりプランに記述のない「若者の経済的・社会的自立の支援」
- ② 「困難な状況（ニート、ひきこもり、不登校、非行等）にある子ども・若者・家族への支援」 について方向性を明らかにします。

3 計画の概要

若者の経済的自立

【現状・課題】

- ・ 中学校、高校、大学卒業後3年以内の離職率が全国平均を上回っている。
- ・ 県内の青年の半数以上が人付き合いが不器用だと悩み、青年の4割は就職するにあたって、「職場の雰囲気」を重視していることから「人間関係・雰囲気が良い職場」が用意されていることを求めているが、企業は若者に自ら良好な人間関係の構築ができるよう「コミュニケーション能力の向上」を求めている。
- ・ 働くことについてイメージされていない、職業意識の曖昧な若者が多い。

【取組方針】

⇒ 就職のための知識能力はもとより、社会人としてコミュニケーション能力やしっかりとした職業観を身につけることによって、経済的自立のできるたくましい青少年を育成します。

若者の社会的自立

【現状・課題】

- ・ 本県の若者は、若いときには様々な経験をすることが大切と考えている一方で、地域活動に参加した割合は半数、サークル活動に参加し、積極的に活動している若者は2割。
- ・ 社会活動、ボランティアへの関心は青年期になると低下する傾向にある。

【取組方針】

⇒ 芸術、スポーツなど様々な分野で若者が伸び伸びとチャレンジできる環境の整備や、ボランティア等に参加しやすい環境の整備を図ることにより、様々な経験を積んだ社会的自立のできるたくましい青少年を育成します。

困難な状況からの自立

【現状・課題】

- ・ニート、引きこもり状態の者の県内推計（国調査）人口は、各々 3200 人、2800 人、小中高の不登校児童生徒は 900 人弱、高校中退者は 300 人弱など多くの子ども・若者が困難な状況にあるが、相談件数等から見て必要な支援が十分届いていない状況。

【取組方針】

- ⇒ 支援窓口の連携を強め、困難な状況にある青少年の実態の把握やニーズの把握に努めるとともに、本人や家族に支援窓口の情報を届ける工夫や支援の質の向上を図り、頼りにされる相談機関を目指します。

4 計画策定の経過

- ① 6月1日 鳥取県青少年問題協議会に「子ども・若者計画」検討専門部会を設置
- ② 7月1日を基準日として「鳥取県青少年育成意識調査（5年毎実施）」を実施
- ③ 関係機関への意見照会
- ④ ②、③の結果等を踏まえ検討専門部会での検討（4回）、素案の作成
- ⑤ パブリックコメントの実施（2月～3月）
- ⑥ 鳥取県青少年問題協議会で検討

<参考> 平成24年度計画対応の新規取組等

【若者の経済的、社会的自立の支援】

（様々な活動への参加による伸び伸びとした人材育成、コミュニケーション能力の向上）

- ・ボランティア・市民活動推進事業
- ・地域のおじさん・おばさん運動（鳥取県青少年育成県民会議事業）
- ・アクティブスポーツパーク整備事業
- ・まんが王国とっとり応援団事業
- ・雇用創造1万人プロジェクトの推進

【困難な状況からの自立の支援】

（相談窓口の連携強化・質の向上等）

- ・若者自立応援ネットワーク会議の運営
- ・不登校対策プロジェクト
- ・福祉相談窓口での無料職業紹介

岡山大学病院三朝医療センターの入院休止について

平成24年4月20日

医療政策課

岡山大学病院三朝医療センターの入院による診療が平成24年4月1日から休止されたことについて、報告します。

1 入院患者の状況について

岡山大学病院三朝医療センターの入院患者は、平成24年3月26日までにすべて退院又は転院され、入院患者は0人になった。

なお、外来診療は継続されており、外来患者で、土日に点滴や緊急の治療が必要な方については、隣接する三朝温泉病院等と連携した対応を図られている。

2 職員の体制について

※（ ）内は常勤職員で内数

職 種	～平成24年3月31日	平成24年4月1日～
医師	6名（4名）	4名（3名）
看護職	25名（21名）	9名（8名）
看護助手	3名（3名）	0名（0名）
その他医療職	11名（11名）	6名（6名）
事務員	14名（7名）	10名（4名）
その他技術職	6名（3名）	1名（1名）
計	64名（49名）	30名（22名）

【参考】

○岡山大学病院三朝医療センターの存続について、岡山大学が検討された結果

平成23年12月19日に岡山大学の役員会が開催され、次の3点を基本方針とする岡山大学病院三朝医療センターの将来に関する委員会からの提言を原案どおり受け入れることが正式に承認された。

1. 三朝医療センターの医療機能については、入院患者の受入れ先確保など体制を整備して平成24年4月1日を目途に入院機能を休止するが、地域の強い要望を踏まえ、三朝医療センターとして組織を存続させ、外来診療を継続する。
2. 医療機能を補完するため、鳥取県中部医師会に支援を要請し、隣接する三朝温泉病院との連携を進める。
3. 地球物質科学研究センターにおける地球物質科学の研究を医療分野と融合させ、研究機能の充実・発展を推進し、もって地域への貢献を図る。

公立豊岡病院ドクターヘリの運航実績について

平成24年4月20日
医療政策課

関西広域連合（3府県共同運航事業を平成23年4月1日から関西広域連合へ事業移管）ドクターヘリの就航（平成22年4月17日）から平成24年3月31日までの間の運航状況を取りまとめました。

1 概況

この間の出動回数は合計2,101回（出動後のキャンセル293回含む）で、1日当たり2.9件の運航となっています。（※1日当たり最多出動件数10件）

2 府県別出動件数（H22.4.17からH24.3.31まで）

要請府県	平成22年度 (H22.4.17~H23.3.31)	平成23年度 (H23.4.1~H24.3.31)	合計
兵庫県	634件 (74.8%)	1,006件 (80.2%)	1,640件 (78.1%)
京都府	180件 (21.3%)	213件 (17.0%)	393件 (18.7%)
鳥取県	33件 (3.9%)	35件 (2.8%)	68件 (3.2%)
計	847件 (100.0%)	1,254件 (100.0%)	2,101件 (100.0%)
1日当たり運航件数	2.4件	3.4件	2.9件

※県内要請機関別出動件数の内訳

要請機関	平成22年度 (H22.4.17~H23.3.31)		平成23年度 (H23.4.1~H24.3.31)		合計	
	要請件数	うちキャンセル	要請件数	うちキャンセル	要請件数	うちキャンセル
東部消防局	22	8	28	5	50	13
中部消防局	6	5	0	0	6	5
西部消防局	1	1	6	2	7	3
医療機関	4	0	1	0	5	0
計	33	14	35	7	68	21

※県外の消防本部が出動要請した事案のうち、県内医療機関に160件を搬送。
平成22年度 65件（県中61件、日赤1件、生協1件、岩美1件、山陰労災1件）
平成23年度 95件（県中82件、日赤5件、市立1件、岩美1件、鳥大6件）

3 現場救急の例（鳥取県内）

高所転落事故（屋根除雪中）、交通事故による負傷及び車両閉じ込め事案、機械による下肢切創及び足切断、林業作業中の負傷、脳梗塞等突然発症の四肢麻痺、心肺停止事案等

4 予算等の状況

○H22年度負担額（H22年度決算額）

	<当初予算>	<決算>
通常負担分	13,730千円	3,645千円
中・西部割増分	6,000千円	800千円
計	19,730千円	4,445千円

○H23年度負担額（H23年度予算額）

		(決算見込額)
通常負担分	5,673千円	3,938千円
中・西部割増分	6,000千円	1,600千円
計	11,673千円	5,538千円

※鳥取県中・西部への出動については、別途400千円/出動件数を負担（キャンセルを含まない）

被ばく医療機関の指定について

平成24年4月20日
医療政策課

被ばくのおそれ又は被ばくされた方の対応を行う被ばく医療機関として、県内16の医療機関を下記のとおり指定しました。

記

1 被ばく医療機関の役割

(1) 初期被ばく医療機関

被ばくのおそれのある患者の一般の救急診療の対象となる傷病への対応を含む初期診療を行う。汚染がある場合は、ふき取りや脱衣等の簡易な除染を行う。

(2) 二次被ばく医療機関

重い傷病や重度被ばくのため、初期被ばく医療機関で対応が困難な被ばく患者に、線量測定、除染処置及び専門的な医療対応を必要に応じて入院診療により行う。

2 指定機関

(1) 初期被ばく医療機関 14箇所

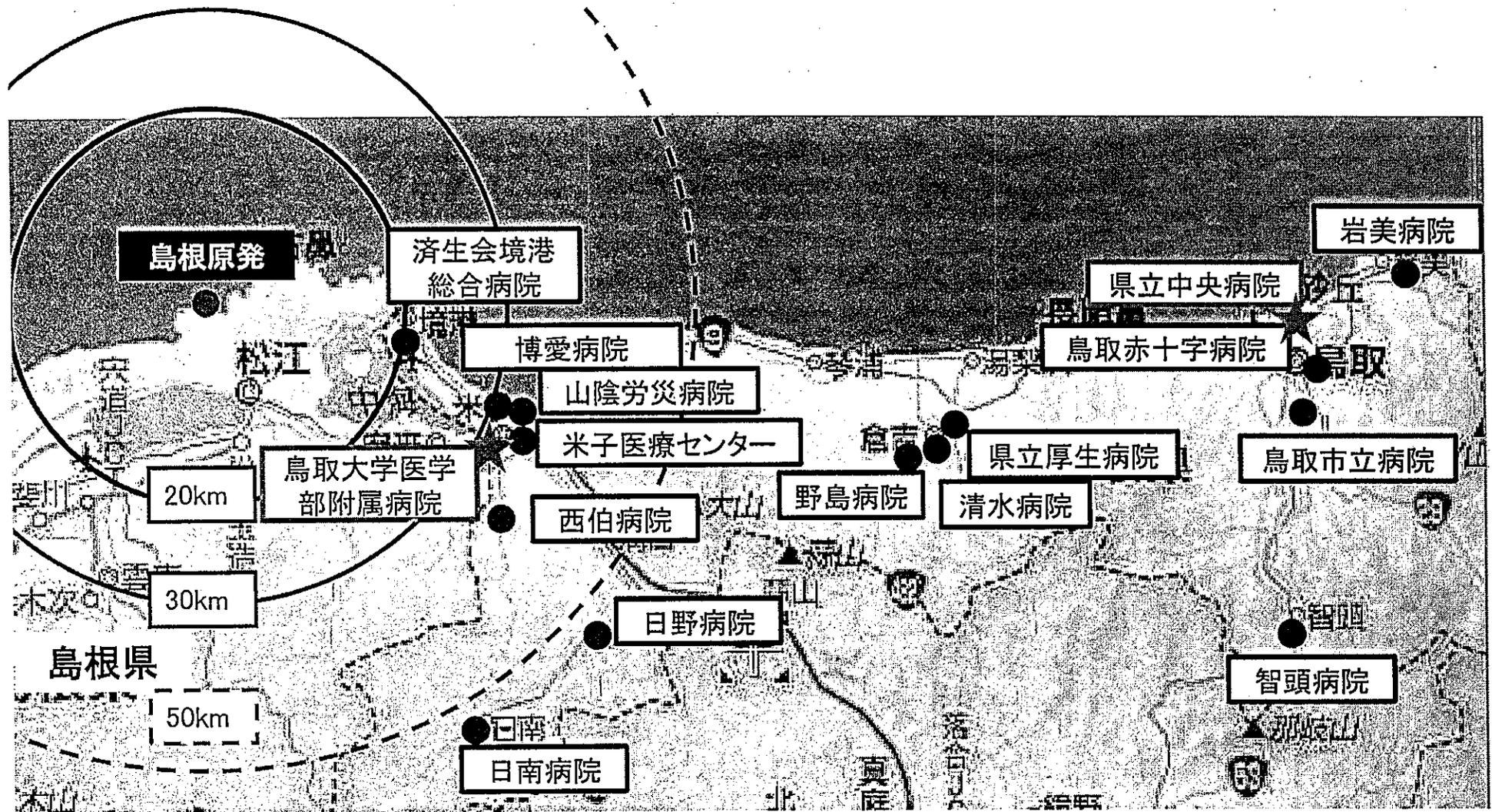
東 部	中 部	西 部	計
4病院	3病院	7病院	14病院
・鳥取赤十字病院 ・鳥取市立病院 ・岩美病院 ・智頭病院	・県立厚生病院 ・野島病院 ・清水病院	・済生会境港総合病院 ・博愛病院 ・山陰労災病院 ・米子医療センター ・西伯病院 ・日野病院 ・日南病院	

(2) 二次被ばく医療機関 2箇所 鳥取大学医学部附属病院 県立中央病院

3 指定日

平成24年4月1日

被ばく医療機関の配置



★ 二次被ばく医療機関

● 初期被ばく医療機関